平成２９年（フ）第８０号
岡山市北区西長瀬1207番地11
債務者　久永　公子
1　決定年月日時　平成29年３月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月22日まで
5　免責審尋期日　平成29年６月８日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第８１号
岡山市北区津倉町２丁目９番22号メゾンドジュネス106号
債務者　本地喜久雄
1　決定年月日時　平成29年３月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月22日まで
5　免責審尋期日　平成29年６月７日午前10時30分
岡山地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１０１号
岡山市北区出石町２丁目４番１号301号
債務者　柴田　益保
1　決定年月日時　平成29年３月23日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月22日まで
5　免責審尋期日　平成29年６月７日午前10時30分
岡山地方裁判所第３民事部

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間中更正

平成２８年（フ）第７８５号
千葉県八街市朝日421－８－203、住民票上の住所千葉県成田市土屋93番地11
債務者　齋藤新太朗
1　主文　当裁判所が平成28年８月８日になした破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間決定中、債務者の住所につき、「千葉県八街市朝日423－８－203、住民票上の住所千葉県成田市土屋93番地11」とあるを、「千葉県八街市朝日421－８－203、住民票上の住所千葉県成田市土屋93番地11」と更正する。
2　決定年月日　平成29年３月17日
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２８年（フ）第１９６７号
愛知県春日井市高森台10丁目２番地２　高森台団地第17号棟第106号室、従前の住所三重県三重郡菰野町大字菰野2906番地12
破産者　小西　勝利
1　破産債権の届出期間　平成29年４月21日まで
2　一般調査期日　平成29年６月21日午前11時10分
平成29年３月22日
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１７８号
沖縄県宜野湾市字宇地泊239番地１
破産者　金城　元一
1　破産債権の届出期間　平成29年４月21日まで
2　一般調査期日　平成29年６月27日午後２時
平成29年３月21日　那覇地方裁判所沖縄支部

平成２８年（フ）第１０７０号
札幌市東区北47条東14丁目２番10号　マンション誠Ｂ棟Ｂ－１号
破産者　中嶋　　強
1　破産債権の届出期間　平成29年４月24日まで
2　一般調査期日　平成29年６月23日午前11時30分
平成29年３月22日
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第２６３号
北海道旭川市神楽２条２丁目１番19号　リバーサイドカグラ205号室
破産者　五十嵐聖統
1　破産債権の届出期間　平成29年４月24日まで
2　一般調査期日　平成29年６月１日午後２時40分
平成29年３月23日　　旭川地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第３４８５号
神戸市東灘区御影塚町１丁目３番26号　那古の浦パークハイツ　50Ｂ号、開始決定時神戸市東灘区御影本町１丁目８番19号
破産者　青木　孝司
1　破産債権の届出期間　平成29年４月24日まで
2　一般調査期日　平成29年６月15日午後２時30分
平成29年３月22日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第７号
大阪府守口市大庭町２丁目２番７号
破産者　辻　千恵子
1　破産債権の届出期間　平成29年４月24日まで
2　一般調査期日　平成29年６月19日午後２時
平成29年３月22日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１０１４号
神戸市中央区港島中町３丁目２番地の６　エバーグリーンポートアイランド３号棟1408号
破産者　小松　甲三
1　破産債権の届出期間　平成29年４月25日まで
2　一般調査期日　平成29年５月25日午後１時30分
平成29年３月21日
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第５３５７号
大阪府東大阪市六万寺町１丁目20番36号
破産者　柴田　　勝
1　破産債権の届出期間　平成29年５月９日まで
2　一般調査期日　平成29年６月26日午後２時
平成29年３月22日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第８３９号
京都市伏見区石田西ノ坪１番地　醍醐石田団地10―710、前住所京都府京田辺市草内当ノ木１番地の20　201号
破産者　今西　基一
1　破産債権の届出期間　平成29年５月10日まで
2　一般調査期日　平成29年７月12日午前10時
平成29年３月23日
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第９５号
福島県郡山市開成４丁目25番８号　グレース開成607号
破産者　大橋　一夫
1　破産債権の届出期間　平成29年５月24日まで
2　一般調査期日　平成29年６月26日午前11時
平成29年３月22日
福島地方裁判所郡山支部破産係

破産管財人変更

平成２７年（フ）第２５７号
鹿児島県鹿児島市桜ヶ丘４丁目１番地15（県住９－306号）
破産者　末吉　義一
破産管財人　柿内弘一郎が死亡したので、次の者を破産管財人に選任した。
新破産管財人　弁護士　前田　聡司
平成29年３月16日
鹿児島地方裁判所民事第３部

免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２８年（フ）第２７４９号
東京都新宿区大久保２丁目１－８－903
破産者　北川　　明
免責意見申述期間　平成29年５月23日まで
平成29年３月23日
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第９２８３号
東京都目黒区五本木３丁目20番９号
破産者　岡田　匡史
免責意見申述期間　平成29年７月５日まで
平成29年３月23日
東京地方裁判所民事第20部

特別清算開始

平成２９年（ヒ）第２００６号
東京都千代田区神田神保町３丁目10番２号共立ビル
清算株式会社　株式会社湯ノ川
代表清算人　大桃　　誠
1　決定年月日　平成29年３月21日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
東京地方裁判所民事第８部

平成２９年（ヒ）第１３号
名古屋市北区志賀南通２丁目49番地
清算株式会社　株式会社ナオモト東海
代表清算人　大原　　学
1　決定年月日　平成29年３月22日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
名古屋地方裁判所民事第２部

特別清算終結

平成２８年（ヒ）第８号
岡山市北区津高820番地
清算株式会社　株式会社ジオ
1　決定年月日　平成29年３月21日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
岡山地方裁判所第３民事部